

島根史学会会報

第 58 号 2020. 7. 31

論文

戦国大名毛利氏の出雲国支配

—富田城主と毛利氏奉行人を中心に—

水野 稔 太

論文

戦国大名毛利氏の出雲国支配

—富田城主と毛利氏奉行人を中心に—

水野 稔太 … 一頁

石見銀山周辺の浄土宗寺院と毛利氏

伊藤 大貴 … 一七頁

はじめに

毛利氏の出雲国支配に関して、これまで主に議論されてきたのは、毛利氏の出雲国支配における富田城主（天野隆重・毛利元秋・毛利元康）と吉川氏の位置づけ、及び彼らが地域支配にあたって果たした役割である。池享氏は「元秋―隆重体制」と呼称し、これを出雲国支配における公的支配機構として位置づけ、その機能を論じた⁽¹⁾。その一方で「元秋―隆重体制」は、公的支配機構として未成熟であったため、吉川元春に依拠する部分も多かったとし、「公的支配機構を通じた毛利家本宗による一元的支配の限界」を指摘した。

また、館鼻誠氏は、毛利元秋らを「富田支城主」と呼称し、「富田支城主」は郡使統轄を通して、毛利氏本宗家と直結し、国衆支配は吉川氏が担っていたとする⁽²⁾。そして、毛利氏の出雲国支配は、「富田支城主」と吉川氏による二元的支配として捉えるべきであると指摘した。

右の見解に対し、批判的に検討をおこなったのが、長谷川博史氏である⁽³⁾。長谷川氏は、富田城主による地域支配は極めて限られたものとし、それは島根半島東部という地域や軍事的役割に基づくものであると指摘した。また、永禄一〇年（一五六七）以降の毛利氏の出雲国支配は、元就直臣層の役割が大きい

かつたものの、尼子氏再興戦や元就の死去によって後退し、出雲国方面の軍事指揮官として吉川氏の役割が高まったとする。そして、「元亀年間以降の出雲国支配は、やはり吉川氏に大きく依存した形で実現したものであった」が、このことは、吉川氏が出雲国において地域支配全般を委任されたことを意味しないと指摘し、基本的に「出雲国支配は毛利氏本宗家の管轄であったと論じた」。

筆者は、長谷川氏が指摘する毛利氏の出雲国支配の枠組みが、最も実態に即していると考えているが⁽⁴⁾、以下の二点について、さらに検討する必要があると思われる。まず、長谷川氏に限らず、これまで富田城主の地域支配の検討は、主に永禄末～元亀年間を中心に展開されてきたため、限定的とされる富田城主の地域支配の実態が十分に明らかにされているとはいえない点である。このような課題が生じるのは、毛利氏の出雲国支配における吉川氏の役割の解明に重点が置かれたという研究視角や、富田城主の活動が永禄末～元亀年間という尼子氏再興戦への対応が求められた時期に最も窺えるという史料的問題に拠るところが大きいと思われる。この点を克服するためには、永禄末～元亀年間のみならず、天正年間以降の富田城主の活動を明らかにする必要がある。当該期は、既に出雲国内の戦乱は終結している状況であり、出雲国における富田城主の地域支配を軍事的役割で説明できるのかどうか、改めて検討しなければならないであろう。

次に、長谷川氏が毛利氏の出雲国支配は、「尼子氏再興戦の過程で、元就直臣層が主導する体制から毛利氏本宗家の管轄へ

と移行した」とする点に関して、移行後の実態の言及が少ない点である。この点について、元就直臣層に対置する形で毛利氏本宗家という言葉が使われているが、元亀二年（一五七一）の元就死後、毛利輝元期の毛利氏権力内では、元就直臣層（元就奉行）や輝元の父である隆元の奉行人、そして輝元に登用された新興の奉行人など、出自や性格を異にする奉行人らが輝元のもとで活動しており、このような複雑な人的構成に留意する必要がある⁽⁵⁾。本稿において、天正年間の事例を論じる際、用いる毛利氏奉行人という語は、先に見た奉行人らを一括して捉えていることを予め断っておく。そのように捉えた上で必要に応じて、個々の奉行人を取り上げ、その性格や果たした役割に注目したい。例えば、元就奉行人については、個々の人物が取り上げられ、具体的動向が明らかにされているものの⁽⁶⁾、輝元期の毛利氏奉行人の複雑な人的構成のなかで、元就奉行人の性格や果たした役割について、筆者は、更に明らかにする必要があると考えている。以上の問題意識に基づき、毛利氏の出雲国支配が「元就直臣層が主導する体制から毛利氏本宗家の管轄へと移行した」ことの意義を指摘したい。

そこで本稿では、永禄年間から天正年間の富田城主と毛利氏奉行人の動向を中心に、毛利氏の出雲国支配の構造とその展開過程を通時的に分析することを通じて、右に掲げた課題に応えることとする⁽⁷⁾。

第一章 毛利氏による出雲国支配の開始と富田城主

毛利氏は、永祿五年（一五六二）に出雲国へ侵攻を開始し、出雲国内の寺社勢力などに対し、文書発給をおこなっていく。

この時期の毛利氏権力内には、毛利隆元・元就それぞれの奉行人が存在しており、両者の奉行人による連署文書が発給されている⁽⁸⁾。しかし、同年末に毛利隆元は、北部九州における豊後大友氏との戦争対応のため、出雲国を離れることになり、隆元・元就奉行人による活動が、難しい状況に陥った。そのため出雲国支配は、元就奉行人を中心に担われていく。

具体的にみると、軍事・経済拠点であった杵築大社門前町の杵築では、福井景吉の逗留が確認でき、塩冶郷、朝山郷の管轄を小田就宗が担うなど、地域ごとに担当者の存在が窺える⁽⁹⁾。この他、永祿九年（一五六六）の富田城落城までの期間における出雲国支配に関わった元就奉行人として、児玉元良、桂元忠、井上就重、平佐就之、小倉元悦、新藤就勝などを挙げることができる⁽¹⁰⁾。彼らは、出雲国内の寺社勢力とのやり取りや検地の実施といった実務を尼子氏との戦争と並行しておこない、毛利氏の出雲国支配の基盤構築をおこなった存在であった。

そして富田城落城後の永祿一〇年、安芸国衆の天野隆重が富田城に入城し、在番を開始する⁽¹¹⁾。その一方で、同時期の出雲国内の諸案件に関して、元就奉行人の活動が窺える。具体的に見ると、神魂社神主家の秋上氏に対する知行安堵や成相寺領の打渡しに元就奉行人によっておこなわれている⁽¹²⁾。元就は、この時、既に安芸国へ帰陣しているが、そのようななかで元就奉行人が、出雲国内の諸案件に対処している事実が重要である。

なぜならば、天野隆重の富田城入城後においても、出雲国支配を中心的に担っていたのは、元就奉行人であったと捉えられるからである。この点について、次の史料を見てみたい。

猶々申入候、秋上と申仁者、大庭之神主にて御座候、
為御心得候、委敷安河吉次郎殿可有御申候、

幸便之条一筆令啓上候、仍与州表之儀、思召促成候而、
公私御大慶候、定可為御満足候、次児玉三郎右衛門尉

存知之仁にて候秋上周防守、杵築被居候、於某許自然

之時者、御引廻奉頼候、児玉元良以一通可被申候へ
共、右申候表渡海被申候、留守之御事之間、從我等申

事候、猶重而可得御意候、恐々謹言、

卯月五日 宗智（花押）

天野記伊守殿参 御旅所（傍線部は筆者）⁽¹³⁾

右の史料は、富田城入城後の天野隆重の立場を物語るものである。傍線部から児玉元良の「存知之仁」である秋上周防守が杵築に居を構えており、天野隆重に対して尽力してほしいことを児玉元良に代わって、宗智という者が伝えている。「与州表」に児玉元良が渡海していることから、この史料は永祿一一年（一五六八）の毛利氏の伊予出兵時のものと比定でき、本来な

らば、児玉元良から天野隆重へ伝えるところ、それが元良の渡海によってできない状況であるとわかる。

ここで重要なことは、元就奉行人の児玉元良と秋上周防守が「存知之仁」という間柄であったことである。既に見たように、秋上氏への知行安堵に元就奉行人が関わっているが、そこで児玉元良の名が窺えるのであり、この頃より、児玉元良と秋上周防守の關係が形成されたと考えられる。また「於_二某許_一自然之時」に天野隆重による「御引廻」を依頼しており、隆重が富田城主として在番していることから、このような依頼をおこなうに至ったのであろう。つまり当時、出雲国における毛利方の有力者は、富田城主の天野隆重のみであったと考えられ、それゆえに隆重による尽力を児玉元良が期待したといえる。一方で、このような依頼を元就奉行人の児玉元良がおこなっている事實は、先に指摘した天野隆重の富田城入城後においても、出雲国支配を中心的に担っていたのは、元就奉行人であったことを裏づける事実といえよう⁽¹⁴⁾。

以上見てきた元就奉行人による出雲国支配も、永禄一二年（一五六九）の尼子勝久による尼子氏再興戦の開始によって大きく変化していく。特に富田城に籠城し、軍事的に対処していかなければならなくなった天野隆重の活動が、本格的に展開していくのである。

尼子氏再興戦の開始直後の永禄一二年七月には、天野隆重と新藤就勝による連署文書の発給が確認できる。既に見たように新藤就勝は、元就奉行人として活動していた人物である。また、玉木忠吉も連署しているが⁽¹⁵⁾、彼もまた元就より加冠状を拝

領しており⁽¹⁶⁾、元就との繋がり深い人物である。子息の玉木吉保による覚書「身自鏡」によると、忠吉は能義郡の代官を務めていたとされる⁽¹⁷⁾。能義郡の代官としての活動が具体的に窺える史料は見出せないものの、天野隆重、新藤就勝とともに連署している事實は、富田城に籠城しながら、政務に携わっていたことを示す。このほか、出雲国の中小領主である野村士悦も富田城に籠城しながら、毛利方として活動していることが史料上窺える⁽¹⁸⁾。

つまり尼子氏再興戦への対処のなかで、富田城主天野隆重や新藤就勝ら富田奉行衆の活動が本格化したといえるが、当該期の富田城主の活動について、愁訴取次の問題を中心に軍事的役割に基づくものであったことは、既に指摘されている⁽¹⁹⁾。しかし、基礎的事実や年次比定など、改めて検討しなければならぬ部分もあると思われる。次章では富田城主や富田奉行衆の関与が見られる取次と普請役賦課の問題を考察したい。

第二章 富田城主による取次と普請役賦課

まず、富田城主が関わった取次の問題について考察したい。先行研究では、愁訴取次の問題を中心に論じられてきたが、ここでは、永禄一三年（一五七〇）二月に富田城に入城した毛利元秋が毛利氏の意思を伝達している取次事例を取り上げたい。

「猶從三元秋_レ可_レ被_レ申候」の形で見られる毛利元秋の取次が窺えるのは、長谷川氏が指摘するように、小早川隆景・吉川元春・福原貞俊・口羽通良ら「御四人」の意思を熊野社や大庭浄音寺へ取り次いだ事例である⁽²⁰⁾。熊野社宛ての連署書状は、

後筆と考えられる「元龜二年」の年号が確認できるが、ほかは無年号である。これらの文書の年代について、長谷川氏は、口羽通良の没年である天正一〇年までの間に発給されたものとしており、具体的な年次比定を避けている。しかし、正文が確認できる「北島家文書」の浄音寺宛ての連署書状における吉川元春の花押の形状を見ると、元龜三年（一五七二）八月頃までの花押と一致し、熊野社宛ての連署書状に見える花押とも形状が同一である⁽²¹⁾。したがって、これら一連の文書は、元龜年間⁽²²⁾に発給されたものと位置づけるべきものといえる。

また、長谷川氏は言及していないが、実際にはこれら三通のほか、能義郡の清水寺大宝坊に対する元秋の取次が確認できる⁽²³⁾。この書状も五月二二日という日付から、熊野社や浄音寺のものと同時期のものと考えられる。さらに、元龜元年（一五七〇）と推定される五月一五日付の大宝坊宛て毛利輝元書状では、秋上庵介の毛利方への現形に際し、大宝坊の功績を賞しているが、この時にも「猶元秋可^レ被^レ申候」と元秋の取次が確認できる⁽²⁴⁾。この秋上庵介の現形について、後年の神魂社関係記録断簡の記述に「秋上庵介芸州へ永禄十三年から馳走申忠儀仕候、其時武略之使浄音寺泰尊被^レ仕候^二付而、知行無^二相違^一候」とあり⁽²⁵⁾、秋上庵介の現形に際し、浄音寺の関与が窺える。

以上をふまえると、毛利元秋の取次事例が確認できる四通の文書は、元龜元年五月のものである可能性が高い。「御四人」が秋上庵介の現形に際し、協力した者たちに対する權益の安堵を約束し、そのことを軍事的最前線の富田城で指揮を執る元秋

が取り次ぐことは不思議ではない。したがって、長谷川氏が指摘した元秋の取次事例は、いずれも元龜元年五月の秋上庵介の現形という特定の状況下でおこなわれたものと指摘できる⁽²⁶⁾。次に、普請役賦課の問題に関して、池・館鼻両氏は諸役賦課の問題として論じたが、長谷川氏が指摘するように、史料上窺えるのは普請役に関してである⁽²⁷⁾。以下、関係史料から普請役賦課について、改めて考察したい。

元龜四年（一五七三）、湯原春綱による加賀城普請要請に際しての意思伝達過程を見ると、福原貞俊↓毛利元秋・天野隆重↓湯原春綱となっており⁽²⁸⁾、「御四人」の一人である福原貞俊の指示を受けて、富田城主が春綱に対し、普請人夫役の具体的指示を出している。当該期は、元龜二年八月に隠岐へ逃走した尼子勝久に対する臨戦態勢を敷いていた時期に当たり、島根半島東部に位置する加賀城の普請の実施は、軍事的観点から見ても当然のことであつたと考えられる。

また、加賀城と同時期に普請が確認できる事例として、新山城が挙げられる。新山城は、尼子勝久が最後まで拠点としていた城であり、勝久が隠岐へ逃走したのち、毛利氏による普請が確認できる。新山城の普請では、「普請奉行」として井上就正、野村士悦、新藤就勝の名が見える⁽²⁹⁾。井上は、出雲国へ派遣された人物と見られ⁽³⁰⁾、野村、新藤の二名は、既に見たように富田城に籠城し、活動していた人物である。そして、この新山城普請に関連すると見られる史料に、赤川就武・新藤就勝・井上就正へ宛てた年末詳一二月二二日付国司元武・児玉元良連署書状がある⁽³¹⁾。そこでは、鰐淵寺領の出東郡直江と楯縫郡

国富の普請役免除を通達されている。発給年次は、井上就正が源右衛門尉を名乗っている事実から、元龜三年以前と推定でき⁽³¹⁾、普請役免除に際し、問題となる普請とは、井上就正が関与する新山城普請と考えられる。このことから、新山城普請にかかる普請役の徴発は、出東郡や縦縫郡といった部分にまで及ぶものであったといえよう。

そもそも、富田城主が関わった普請役の初見は永祿一〇・一年と推定される「雲州郡役」「雲州郡普請」である⁽³²⁾。これは先行研究においても、占領後間もない富田城の改修のため、徴発されたと考えられている⁽³³⁾。これらは、いずれも「富田奉行中」より賦課され、飯石郡の出雲国衆赤穴氏の本領にまで及ぶものであったことから、出雲国一規模で賦課されたと考えられるが、ここで問題としたいのは、「雲州郡役」の賦課がどのように実施されたかである。この問題を考える上で、次の史料は示唆を与えてくれる。

三郎兵衛尉申付候、雲州郡役之儀、子共幼少候条、其方可「裁判」候、為_レ其申遣候、謹言、

七月廿日 輝元 御判

山縣越後守殿⁽³⁴⁾

右の文書にある「雲州郡役」の具体的な内容は不明であるが、出雲国内の郡を対象とする「役」が毛利輝元によって直接指示されている事実は、出雲国内における諸役賦課の主体が、毛利

氏にあることを示している。また天正五年と推定される七月、輝元は家臣の児玉就方に対し、「富田城普請之儀」を「堅固」に「申付」ており⁽³⁵⁾、やはり富田城主ではなく、輝元が富田城普請を命じていることが確認できる。これらの事実は、毛利氏の指示のもと諸役賦課や城普請が実施されていることを示す。

以上の指摘をふまえると、元龜年間の島根半島東部に位置する諸城の普請に際し、富田城主や富田奉行衆の関与が確認できるのは、富田城主がそれらの城や在番衆を統轄する立場にあったことに起因すると思われる。普請の実施を指示する毛利氏もそのような立場をふまえた上で、現地での普請の実施を富田城主らに担わせたと考えられるが、このような普請事例が、元龜年間という出雲国内が臨戦態勢下にあった時期において確認できる事実は、富田城主の軍事的役割に伴うものであったことを窺わせている。

一方で、城普請とは異なる普請役賦課の事例として、天正三〇五年（一五七五〇七七）の鰐淵寺本堂再建に関わる普請が挙げられる。この事例は、これまで富田城主による郡使統轄の問題として取り上げられたが、別の視点から検討したい。

天正五年と推定される二月、毛利氏奉行人の国司元武、児玉元良両人が赤川就武ら富田奉行衆へ「鰐淵寺本堂普請」の問題について述べている⁽³⁶⁾。そこでは、この前年に毛利氏奉行人が「以_二奉書申_一」し、それを富田奉行衆が「仰触」れ、「各分別」したことが確認できる。ここで問題としたいのは、なぜ富田奉行衆が「鰐淵寺本堂普請」に関わったのである。この点に関して、長谷川氏は、「直接的には軍事目的の労働力ではな

いが、「大規模な人夫役の徴発に際して、それらの統率などに武力の裏付けが必要」であつたのではないかと富田城主の関与を推測する⁽³⁷⁾。確かに以上の要因も考えられるが、天野隆重と毛利元康（この頃元秋の「名代」として活動⁽³⁸⁾）の「奉加」が確認できるように⁽³⁹⁾、直接的には、富田城主がこの鰐淵寺本堂再建普請に関わつてゐることに拠るところが大きいと思われる。再建普請にあたつては、山陰地方の諸勢力に材木供出などが命じられており⁽⁴⁰⁾、富田城主もその一角を担つたものといえる。

本章での考察をまとめると、富田城主や富田奉行衆が関わつた諸案件のうち取次と普請役賦課は、富田城主の担つた軍事的役割に、鰐淵寺本堂再建普請については、富田城主自らが「奉加」とするという直接の関与にそれぞれ起因するものであつたと捉えられる。先行研究で検討されてきた、これら富田城主と富田奉行衆の活動は、時限的であり、彼らの主体性が希薄であることを特徴とする。このことは、本章で見てきたように富田城主らが輝元や「御四人」、そして毛利氏奉行人の指示をもとに活動していたことから裏づけられる。一方で、このようなあり方は、出雲国内の戦乱が終結する天正年間以降、どのように展開するのか。本章で指摘した鰐淵寺本堂再建普請のように、富田城主の軍事的役割という側面で捉えきれない事例も確認できることをふまえると、天正年間の富田城主、及び富田奉行衆の動向を更に検討する必要があると思われる、次章で検討することとしたい。

第三章 富田城主・富田奉行衆による地域支配の実態

長谷川氏は、毛利元秋が「毛利氏の公的領域的支配の一端を担つた」と指摘し、それらは能義郡には見られず、意宇郡において確認されたとしたが、論文の再録に際し、秋鹿郡においても見られるとするなど、見解の修正をおこなつてゐる⁽⁴¹⁾。但し、論文中で言及された事例以外に、輝元や毛利氏奉行人の意を受けた富田城主、及び富田奉行衆の活動は、確認できる。そこで本章では、天正年間における富田城主、及び富田奉行衆による地域支配の実態について個別事例の検討を通じて、考察をおこなう。

(1) 意宇郡菅田神主家原氏の事例

意宇郡における富田城主の関与は、第二章で考察した元秋による熊野社や浄音寺への取次事例が挙げられるが、このほか菅田神主家原氏の神役座配について、意宇郡社家中へ伝達した事例が確認できる。具体的に見ると、天正三年七月二二日付の野村士悦書状で、「就^レ其^{（富田カ）}□□從^ニ奉行衆^一、其郡中^江奉書を以被^ニ仰出^一候」とあり、富田奉行衆から意宇郡社家中へ奉書で伝達されることが窺える⁽⁴²⁾。実際、この書状の二日後に、富田奉行衆の赤川就武と二宮右忠によつて家原修理大進へ「神役座配之事」は、京都吉田家の証判によるべきことを伝えている⁽⁴³⁾。ここで問題となるのは、なぜ富田奉行衆がこの事例に関与したかであるが、そのことを考える上で注目したいのは、野村士悦の存在である。野村士悦は既に見たように、永禄一二年の富田城での籠城、元龜元年五月の秋上庵介の現形への関与、元龜

三年の新山城普請などにおいて富田城主のもと、活動していた人物である。さらに、野村士悦は意宇郡八幡庄内に所領を有しており、家原氏に対する所領安堵の事例が確認できる⁽⁴⁴⁾。したがって、本事例における富田奉行衆の関与は、富田城主、及び富田奉行衆との密接な関係が窺える野村士悦の存在に拠るところが大きいといえよう⁽⁴⁵⁾。

(2) 秋鹿郡一畑寺の事例

天正一二年九月、毛利輝元は元秋に「一畑寺本堂上葺」の費用を秋鹿郡に対し、催促することを命じている⁽⁴⁶⁾。この輝元書状を受けて、元秋も一畑寺へ「当山御薬師本堂上葺」について、「三年一度宛之相催」が重要であることを伝えている⁽⁴⁷⁾。このように輝元の意を受け、元秋は活動していたが、実はこれより以前に元秋と一畑寺の関係が窺える。次の史料を見てみたい。

出雲国能義郡荒嶋之内拾五貫之地事、对御尊像奉寄^三

附之^一畢、全可^レ有^レ知^三行之^一、仍一行如^レ件、

天正九年

毛利少輔十郎

十月十九日

元秋（花押）

一畑寺寿慶

座元禅師 侍司下⁽⁴⁸⁾

右の史料を見ると、元秋が自らの所領である能義郡荒嶋の内、

「拾五貫之地」を寄進していることがわかる。また、同年月日付の元秋の判物には、「当方為^三一門^二者何^茂不^レ可^レ有^三信疎^一、勿論我等事年来抽^三信心^二」とあり⁽⁴⁹⁾、元秋の一畑寺に対する信仰心が窺える。つまり、天正一二年に輝元が指示した「一畑寺本堂上葺」の費用催促は、右に見た元秋と一畑寺の関係を前提に実施されたものと思われる。

(3) 島根・秋鹿郡佐陀社の事例

佐陀社の位置する佐陀荘は、島根郡と秋鹿郡にまたがる形で荘域が展開し、このうち島根郡側が「福頼分」、秋鹿郡側が「朝山分」に分割されており、「福頼分」の三五〇貫は、毛利元秋の所領として与えられていた⁽⁵⁰⁾。佐陀社に対しては、年末詳三月四日付で毛利氏奉行人の児玉元良が神田元忠に対し、佐陀神主朝山越後守への「神主役」安堵について、輝元へ取り成しを依頼している⁽⁵¹⁾。天正一〇年七月、新山城主毛利元康の袖判を据えた熊谷秋忠・白紙綱正連署書状では、佐陀社正神主に対し、社領の打渡しをおこなっている事例が確認できる⁽⁵²⁾。このように、佐陀社に対しては、毛利氏奉行人の児玉元良、神田元忠や元康奉行人らの活動が窺えるが、年末詳二月一四日付神田元忠・二宮就辰連署書状では、富田奉行衆の赤川就武、熊谷旧浦、野村新五左衛門に対し、佐陀社家左与助⁽⁵³⁾の要求である「佐陀社平主役」が承認されたことの伝達と給地付与の披露を求めている⁽⁵³⁾。これより以前と見られる年末詳霜月二八日付の神田元忠書状では、赤川・熊谷の兩人に対し、佐与助の申し分について伺ったのち、一兩日中に解決してほしい旨を要請し

ている⁽⁵⁴⁾。

このように富田奉行衆が佐陀社に対し、毛利氏奉行人の意を受け、活動していたことが確認できるが、佐陀社と富田城主の關係が元龜年間には、既に窺えることに注意したい。具体的には、朝山氏からの人質徴集や使者往来などが確認されるが⁽⁵⁵⁾、これらは佐陀社の位置する「福頼分」を元秋が領有していたことに伴って実施された施策と考えられ、このような施策を通じて、朝山氏との關係を構築したものと思われる。したがって、このような元龜年間以来の富田城主と朝山氏の關係に基づき、佐陀社に対する案件に富田奉行衆が関与したと考えられるのである⁽⁵⁶⁾。

(4) 能義郡富田八幡宮の事例

能義郡は、富田城主による毛利氏の公的領域的支配の一端を担ったことが確認できない郡域とされるが、そのような評価が妥当かどうか、以下、富田八幡宮の事例をもとに検討したい。

富田八幡宮社官の田辺氏は、永祿一二年に富田城に籠城した人物であり、その際の功績をもとに富田八幡宮横屋職などの安堵を求めて天野隆重に対し、愁訴をおこなった⁽⁵⁷⁾。そして、永祿一二年と推定される二月二〇日、毛利元就と輝元は、田辺氏の籠城における忠儀を賞し、「望之地」を遣わすよう隆重に命じている⁽⁵⁸⁾。このものの同月二八日、天野隆重は、富田八幡宮横屋職と宇賀庄八幡領を「御両殿御判」に基づき、「申調」えることを田辺氏に伝え、同日に天野隆重の家臣と見られる原田珍種・波佐間相満の兩人による「宇賀庄八幡領神主存之

地坪付」が、田辺氏へ宛てられている。このように、毛利元就と輝元の意を受けた天野隆重の活動が確認できるが、右に見た隆重の活動は、尼子氏再興戦への軍事的対処の一環であったと捉えられる。したがって問題としなければならないのは、このような富田城主の活動が天正年間以降にも見られるのかどうかであり、この点について、確認する必要がある。

天正七年（一五七九）六月、毛利元康は田辺惣太郎が竹屋右京亮に与えた「富田八幡横屋職・宇賀庄八幡領禰宜神主諸神田等」について「日頼様・輝元様任御判之旨」、元秋被_レ成_二御同心_一被_レ遣候」という「筋目」に基づき「分別」し、遣わしている。しかし、「宇賀庄八幡職」については、「去年以来相支」えるという状況であったため、毛利氏へ愁訴をおこなったようである。つまり、この元康書状の発給以前に、毛利氏と富田城主、また元康と天野隆重の間で「宇賀庄八幡職」の問題に関するやり取りが確認できるのであり、以下、このやり取りについて考察したい。

天正七年と推定される三月六日、「宇賀庄八幡神主職之事」について、「社領之内申妨仁」の存在から、知行を実現できていないため、竹屋氏が「元珍・我等・児三右」へ使者を送り、申し出たことを元康が隆重に対し、述べている。これを受け、三月九日に児玉元良が隆重へ「自_二元康・隆重御一人宛被_レ差遣_一之御請取候て、神主当知行旨可_レ被_レ致_二安堵_一候、但最前隆重無_二御存知_一候支之儀者、被_二相究_一候」と具体的な指示を下している。そして五月二六日に、輝元袖判毛利氏奉行人連署書状が竹屋右京亮に対し、発給された。そのなかでは、隆重と

元康の「御吹挙」を披露し、「如^レ前々^ニ無^ニ相違^ニ令^レ知^ニ行御神役^ニ」ことを述べている。また、同日付の隆重家臣の波佐間蔵人（相満）と富田奉行衆の二宮隠岐守（右忠）両名に宛てた毛利氏奉行人児玉元良・粟屋元光連署書状を見ると、宇賀庄八幡領について、「從^ニ御兩所様^ニ被^レ成^ニ御請取^ニ対^ニ神主^ニ可^レ被^ニ渡遣^ニ」とあり、元康と隆重のもとで一度請け取ったのち、竹屋右京亮へ宛行うことを命じている。

右の一連のやり取りをふまえ、先に見た天正七年六月の元康書状に至る。このように、天正年間以降、富田城主が毛利氏奉行人とやり取りを行い、彼らの指示のもと、活動をおこなっていたこと、そしてそれが能義郡内において確認できることは注目されるといえよう。

以上、本章では四つの事例を検討した。天正年間に入ると、出雲国内の戦乱は終結するが、富田城主、及び富田奉行衆は、なおも出雲国東部地域において、輝元や毛利氏奉行人の意を受けた活動を展開した。そしてそれらの活動は、第二章で指摘した富田城主の軍事的役割に必ずしも起因するものではなく、富田城入城後に富田城主らが、出雲国内の領主や寺社との間で、個別に構築した関係を前提としていたことを特徴とする。そして、毛利氏はそのような関係をふまえた上で、富田城主、及び富田奉行衆を介する地域支配を展開したと捉えられるのである。

一方で、富田城主らによる活動の確認できる範囲が限定的である事実は、出雲国一国を統治する政治主体として富田城主が位置づけられていなかったことを示している⁽⁵⁹⁾。ここで、六道氏と天野氏の領分の者が口論に及んだ事例を見てみたい⁽⁶⁰⁾。

この口論では、湯原氏が仲裁に入るものの受け容れられず、元秋のもとへ仲裁が持ち込まれたが、元秋は湯原氏に対し、改めて「御近辺」であるため「御短束」を依頼した。なぜ元秋がそのような臨んだのか、それは「程遠候故無^ニ其儀^ニ」ために、元秋は湯原氏に改めて仲裁を依頼せざるをえなかったたのである。この事例は、元秋が口論に介入できなかったとし、富田城主の権限の限界を示すものとする見解もあるが⁽⁶¹⁾、限界というよりもむしろ、出雲国全体の支配を担う主体として、富田城主が位置づけられていなかったと理解すべき事例であろう。富田城主、及び富田奉行衆による地域支配が、彼らと密接な関係が窺える出雲国内の領主や寺社を対象として展開していたという本章での指摘と併せて考えるならば、「程遠候故無^ニ其儀^ニ」という元秋の言葉は、富田城主の地域支配が限られた範囲において展開していたことを如実に示すものとして捉えられるよう。

第四章 出雲国支配における毛利氏奉行人の動向

富田城主、及び富田奉行衆による地域支配は前章で見たように、限られた範囲で展開した一方で、出雲国内の諸案件に広範に関与したのは、毛利氏奉行人である。はじめにでも述べたように、天正年間の毛利氏奉行人の人的構成は複雑であるが、そのなかにおいて、毛利氏の出雲国支配を当初、主導していた元就奉行人が果たした役割について、本章では考察する。

ここで注目したいのは、元就奉行人として出雲国支配に直接携わった児玉元良の存在である。児玉元良は、元就奉行人として活動していたが、永禄一三年、尼子氏再興戦への対応のなか

で、元就が輝元に対し、元良を「副下」し⁽⁶²⁾、元就死後の毛利氏権力内においても活動が窺える。天正年間以降の児玉元良の活動を見ると、出雲国内の寺社に対する打渡しの実施などが確認できる⁽⁶³⁾。さらに注目したいのは、児玉元良とともに国司元武が文書発給などに関わっている点である。国司元武の父である元相は、隆元奉行人として活動しており、元武自身は、初め輝元の守役として活動していた。したがって、国司氏は毛利氏当主に仕える毛利氏本宗家の奉行人であり、元武は輝元のもとで元龜年間以降、毛利領国内外の諸案件に携わっていく。

では具体的に児玉元良と国司元武、二人の活動を見ると、第二章で言及した天正三〜五年の鰐淵寺本堂再建普請では、児玉元良と国司元武は「寺奉行」として活動しており⁽⁶⁴⁾、本再建事業の遂行にあたって、中心的な役割を担った。このほか、国造千家氏に対し、毛利輝元が足利義植の太刀を寄進した際には、児玉・国司両名の連署で書状が発給されている⁽⁶⁵⁾。天正一〇年代の日御碕社再建では国司元武・元蔵が棟別錢徴集にあたって具体的な指示を下し、児玉元良は国司元武とともに、棟別錢の納入にあたっていることが確認できる⁽⁶⁶⁾。

右の点に関して、杵築大社の千家・北島両国造家側の動きからも指摘すると、天正一三年（一五八五）の徳政令をめぐる両国造家相論の際、北島久孝の使者を務めた北島又太郎は、安芸国吉田や新庄へ赴き、直接愁訴をおこない、千家側も国造義広が禁止されていた他国越を破り、自ら吉田へ赴いている⁽⁶⁷⁾。そして、これらの愁訴に際し、両国造家への対応に当たっている人物として、やはり児玉元良と国司元武が窺え、彼らが直接、

愁訴対応に当たっている事実は、当該期における毛利氏権力内での立場の大きさを物語る。そして、児玉元良に注目するならば、毛利氏が出雲国へ侵攻した永祿五年以来、元就奉行人として出雲国支配に関わってきた人物であり、そのような経験をふまえ、輝元の時代には、毛利氏権力の中枢で意思決定や政務執行を担ったと考えられる。天正年間に見られる元良の活動は出雲国に留まるものではないが、彼が担った広範な役割からも裏づけられるように、出雲国内の諸勢力に対し、顔の利く人物であつたと思われる。国司元武もそのような児玉元良とともに出雲国内の諸案件に携わり、毛利氏の意思伝達に際し、重要な役割を担ったものと捉えられる。

以上の点に関連して、富田城主の活動を指摘するならば、一部の杵築大社上官に対して、富田城主による関与が窺えるものの、これらは一部の上官と個別に関係を形成していたことに基づくものであつて、千家・北島両国造家に対する富田城主の活動は、ほとんど窺うことができない⁽⁶⁸⁾。このことは、第三章で指摘した富田城主の地域支配が、限られた範囲において展開したことを改めて裏づける事実といえる。

また、文祿二・三年（一五九三・九四）、国造北島久孝の後継をめぐり、子息の広孝と弟の豊孝の争いが起こる。この裁定に当たっては、輝元側近であり、広島留守を務める佐世元嘉が対応しているが、広孝の家督承認に当たっては、元嘉とともに林就長と平佐就之の関与が見られる⁽⁶⁹⁾。このように、文祿年間に至っても、かつて出雲国支配に携わった元就奉行人の関与が確認でき、毛利氏の出雲国支配における元就奉行人の存在

の大きさが見て取れる。

さらに、この相論に関して付言するならば、天正一三年の国造家相論の際に見られた吉川氏の関与が窺えない点は重要である。この背景には、天正一九年（一五九一）の豊臣政権の主導による出雲二郡・伯耆三郡・隠岐一国という吉川領の創出があると思われる、この吉川領の性格について、長谷川氏は、「戦国期吉川氏が有した諸権限の及ぶ範囲・領域（館鼻氏のいう「山陰吉川領」）に比べれば、大きな後退・縮小」と指摘する⁽⁷⁰⁾。本相論が毛利氏単独で裁定をおこなっている事実からも、独自の領域を形成した吉川氏は、北島氏から見ても、相論裁定を依頼しうる主体として認識されていなかったことを示していよう。つまり、天正一九年の吉川領の創出は、永禄年間以来の毛利氏の出雲国支配のあり方からしても、そして出雲国内の諸勢力から見ても、大きな転換点として捉えられるのである。

おわりに

最後に本稿で述べてきたことを今一度整理し、まとめたい。

毛利氏の出雲国支配は永禄九年の富田城落城後、本格的に開始することになるが、この時、中心的に出雲国支配を担ったのは、永禄五年以来、活動していた元就奉行人であった。永禄一〇年、天野隆重が富田城に入城するものの、同時期に彼の活動はほとんど窺えない。しかし、永禄一二年の尼子氏再興戦への対処という状況に陥ったことで、軍事面において富田城主の活動が本格化することとなった。

これまでに、富田城主の軍事的役割に基づく地域支配の実

態は考察されてきた。第二章で検討した取次や普請役賦課の問題は、関係文書の年次比定をおこなった結果、改めて富田城主の果たした軍事的役割と密接に関わるものであったことを確認した。

一方で、先行研究では、富田城主の軍事的役割に注目してきたため、出雲国内の戦乱が終結した天正年間の富田城主、及び富田奉行衆の果たした役割については、本格的に検討がおこなわれてこなかった。そこで、第三章で四つの個別事例を考察した結果、富田城主の軍事的役割に必ずしも起因するものではなく、富田城主や富田奉行衆が、出雲国内の領主や寺社との間で構築した関係を基盤として、限られた範囲ではあるが、地域支配を展開していたことを指摘した。

また、毛利氏奉行人の動向に注目するならば、出雲国支配に携わった経験のある元就奉行人が天正年間以降も、出雲国内の諸案件に関わっている点は重要である。元就奉行人であった児玉元良とともに、毛利氏本宗家の奉行人である国司元武が活動することには、元就奉行人が出雲国内の諸勢力と構築していた関係や支配に携わった経験を継承する側面があったと思われる。

そして、戦国期における毛利氏の出雲国支配は、現地の富田城主、及び富田奉行衆や吉川氏を介在させる形で展開したが、このような支配の形も天正一九年の吉川領の創出とともに、終わりを告げる。文禄二・三年の北島家の相論裁定が吉川氏を介在させることなく、毛利氏が相論裁定をおこなっている事実は、毛利氏のもとに出雲国支配が一元化されたと捉えられるが、その実態は、豊臣政権による吉川領の創出によるところが大きく、

毛利氏が主体的に一元化を目指した結果ではない。また、毛利氏奉行人を見ると、元就奉行人が相論裁定に関与していることから、出雲国支配に携わってきた元就奉行人の存在は、文禄年間に至っても、大きな意義を有していたのである。

すなわち、本稿での指摘をふまえるならば、支配に携わる人物による領域内の諸勢力との間に構築した関係が、地域支配にどのように作用したのかという視点や毛利氏奉行人の事例で確認したように人的基盤の継承過程から地域支配の構造と展開を検討することが重要と考える。以上の視点に基づく毛利領国内における他地域の分析は、今後の課題としたい。

【註】

- (1) 池享「戦国大名領国支配の地域構造」(同『戦国期の地域社会と権力』吉川弘文館、二〇一〇年、初出一九八〇年)。
- (2) 館鼻誠「戦国大名毛利の地域支配体制―出雲『富田』の検討―」(『歴史学研究月報』二四六、一九八〇年)、同「戦国期山陰吉川領の成立と構造」(『史苑』第四六巻一・二号、一九八七年)。
- (3) 長谷川博史「毛利氏の出雲国支配と富田城主」(村井良介編『論集戦国大名と国衆一七 安芸毛利氏』岩田書院、二〇一五年、初出二〇〇三年)。
- (4) このほか、富田城主に関しては、『広島県史 中世』(一九八四年、六二四頁)に、松浦義則氏による言及がある。また、吉川氏に関しては、長谷川博史「豊臣期山陰吉川領の形成と展開」(光成準治編著『シリーズ・織豊大名の研

究4 吉川広家』戎光祥出版、二〇一六年、初出二〇〇三年)、村井良介「毛利氏の山陰支配と吉川氏」(同『戦国大名権力構造の研究』思文閣出版、二〇一二年、初出二〇〇四年)、毛利元康に関しては、石畑匡基「戦国期における毛利氏の出雲支配と毛利元康」(『日本歴史』第八五七号、二〇一九年)を参照。

(5) なお、毛利輝元期にあたる天正年間以降の毛利氏奉行人に関する詳細な検討については、別稿を用意している。

(6) 本多博之「毛利元就の温泉津支配と輝元の継承」(『日本歴史』第七四三号、二〇一〇年)、長谷川博史「毛利元就の山陰支配―生田就光と福井景吉―」(『島根史学会会報』第五〇号、二〇一三年)など。

(7) 本稿において、出雲国内の政治過程や寺社についての基本事項は、『松江市史 通史編中世』(二〇一六年)の第三章第五・六節(中野賢治氏・長谷川博史氏執筆)、第五章第一・三節(井上寛司氏執筆)に拠った。

(8) 例えば、永禄五年八月一六日付の国司元相、児玉元実(のち元良)による連署安堵状など(鰐淵寺文書研究会編『出雲鰐淵寺文書』二三四、以下、『鰐淵寺』)。ここに見える国司元相が隆元奉行人、児玉元実が元就奉行人である。

(9) 福井景吉と小田就宗の果たした役割については、前掲註(6)長谷川論文、岸田裕之「大名領国下における杵築相物親方坪内氏の性格と動向」(同『大名領国の経済構造』岩波書店、二〇〇一年、初出一九八九年)を参照。

(10) 『富家文書』『松江市史 史料編4中世Ⅱ』一二〇六(以

下、『松江』、『佐草家文書』『大社町史 史料編古代・中世』一五七七（以下、『大社』、『萩藩閥閥録』巻九八 綿貫孫三郎―八（以下、『閥』）など。

(11) 『萩藩閥閥録』巻七三 天野求馬―二。

(12) 『成相寺文書』『松江』一二四三、『秋上家文書』『松江』一二四六。

(13) 『秋上家文書』『松江』一二三九。

(14) このほか、永禄一年一〇月二八日付で児玉元良、井上就重、口羽通良の三名が、秋上良国の当知行を認めている（『秋上家文書』『松江』一二六四）。

(15) 『竹矢家文書』『出雲尼子史料集』一四五五。

(16) 『閥』巻八二 玉木太郎左衛門―一。

(17) 米原正義校注『中国史料集』（人物往来社、一九六六）。

(18) 「毛利氏四代実録考証論断 七」玉木太郎左衛門什書（山口県文書館蔵）において、富田城に籠城した人物が確認でき、新藤就勝や玉木忠吉、野村士悦らの名が見える。

(19) 前掲註(3)長谷川論文、前掲註(4)松浦論文。

(20) 前掲註(3)長谷川論文。「北島家文書』『大社』二〇七四、『熊野神社文書』『松江』一四七四、『富家文書』『松江』一八〇九。月日は順に五月二一日、五月二三日、五月二六日であり、「富家文書」のものは写のため、花押の形状は不明である。

(21) 「北島家文書」は、東京大学史料編纂所架蔵の写真帳にて花押の形状の確認をおこなった。吉川元春の花押変遷は、木村信幸「吉川元春の花押変改について」（『二〇〇〇』）

二〇〇二年度科学研究費補助金 基盤研究(C)(2) 研究成果報告集 戦国期大名毛利氏の地域支配に関する研究 研究代表者長谷川博史、二〇〇三年）を参照。

(22) 「清水寺文書」『新修島根県史料編古代・中世』四六〇頁。なお、東京大学史料編纂所架蔵の影写本にて花押の形状の確認をおこなった。

(23) 「清水寺文書」『松江』一三三三。

(24) 「秋上家文書」『松江』二一三七。

(25) このほか、元龜三年には元秋による「仍執達如件」の書止文言で揖屋社の別火七郎次郎に対する別火職の安堵事例や、島根郡中原大明神神主の宮左衛門尉に対する寄進事例が確認できる（『揖夜神社文書』『松江』一五三二、「阿羅波比神社文書』『松江』一五三五）。長谷川氏は揖屋社の事例について、書止文言から奉書と位置づけ、毛利氏の意思を取り次いだものと見ているが（前掲註(3)長谷川論文）、「仍執達如件」の前は「者也」となっており、「之由」といった他者の意を受ける文言がいずれも見受けられない。したがって、厳密には、奉書と位置づけられるものではなく、元秋が独自におこなった可能性が高いと考えられる。

(26) 前掲註(3)長谷川論文。

(27) 『閥』巻一一五 湯原文左衛門―二六、一二四。なお本史料は元龜三年と比定されているが、『閥』巻一一五 湯原文左衛門―二五の内容から元龜四年に比定すべきである。

(28) 「井上文書」『松江』一四九六。

(29) 『閥』巻三八 井上彦左衛門―一五。

- (30) 『鰐淵寺』二六五。
- (31) 元龜四年正月六日付で和泉守を受領していることが確認できる(『閥』巻三八 井上彦左衛門―四四)。
- (32) 『閥』巻三七 中川与右衛門―三二、三三。
- (33) 前掲註(2)館鼻論文。
- (34) 「藩中諸家古文書纂 十」山縣又兵衛(岩国徴古館蔵)。
なお、同文書群に所収されている天正六年五月二四日付毛利輝元書状では、山縣越後守の「当知行分」の安堵を輝元が山縣三郎兵衛尉に対し、認めている。そのことをふまえると、本文書はそれ以降の発給と推定される。
- (35) 『閥』巻一〇〇 児玉惣兵衛―五一。
- (36) 『鰐淵寺』三一。
- (37) 前掲註(3)長谷川論文、二九六頁。
- (38) 毛利元康が元秋の「名代」を務めていたことは、前掲註(4)石畑論文を参照。なお、元康の「名代」について付言するならば、天正五年以前に、既に元康は「名代」として富田城において活動していたと見られる(『鰐淵寺』三一三)。天正一一年八月一三日付の吉川元長起請文から、元康は「相杜家督」を保持したまま「名代」として富田城に在番していたとされるが(『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書』一二四七)、そのことも符合する事例である(なお、『閥』巻七九 杉七郎左衛門―五の毛利輝元書状の宛所の相杜少輔七郎は元康のことを指すと考えられ、相杜を名乗っていたことが確認できる)。また、同起請文中で「不思議之養生」にあったと述べられている元秋は、
- 後述する一畑寺の事例から天正九年一〇月以前には復調していたものと見られ、天正九・一〇年頃、元康が新山城に入城するという石畑氏の指摘に基づくと、元秋の復調に伴い、元康は新山城に入城したものと考えられる。
- (39) 『鰐淵寺』三二三・三二七。
- (40) 『鰐淵寺』二八三ほか。
- (41) 前掲註(3)長谷川論文、三〇二・三一〇頁。
- (42) 「家原家文書」『松江』一五七七。
- (43) 「家原家文書」『松江』一五七八。
- (44) 「野村家文書」『松江』一一八〇、「家原家文書」『松江』一五八一。
- (45) 元龜四年の三刀屋氏と野村氏との出雲国久木をめぐる給地争いに際して、富田城主は一貫して野村氏を支持しており(『閥』巻一二三 野村作兵衛―三二)、野村氏との繋がり深さが窺える。
- (46) 「一畑寺文書」『松江』一八七八。
- (47) 「一畑寺文書」(『松江市史 史料編(中世) 補遺史料』『松江市歴史叢書12 松江市史研究』一〇号、二〇一九年)六二。
- (48) 「一畑寺文書」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。
- (49) 「一畑寺文書」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。
- (50) 「厚狭毛利家文書」『松江』一二九九。
- (51) 「佐太神社文書」『松江』一八〇五。
- (52) 「佐太神社文書」『松江』一八一四。
- (53) 「宮川家文書」『松江』一九七七。

- (54) 「宮川家文書」『松江』一九八八。なお、佐陀社とのやり取りに神田元忠が確認できるが、神田元忠は「佐陀之内式百貫之地」を給地として有しており（『三浦家文書』『松江』一六一三）、このことが関与の背景に存在すると思われる。
- (55) 「佐太神社文書」『松江』一三二〇、『閥』巻四七 南方九左衛門―四六、四九、五一。
- (56) なお、前掲註(4)石畑論文では、佐陀社の事例をもとに、元康の権限は富田城に拠る元秋の権限の下位に位置するものであったと指摘するが、この事例も元康自身が佐陀社周辺に所領（石畑氏の指摘によれば、「朝山分」が知行地として推定される）を有していたことに伴い、権限を行使したのではないだろうか。したがって右の指摘に関しては、慎重になる必要があると思われる。
- (57) 「竹矢家文書」『出雲尼子史料集』一四八八。
- (58) 「竹屋文書」（東京大学史料編纂所架蔵影写本）、以下、本項での論述における竹屋氏関係史料は、全て本史料に基づく。
- (59) 尼子氏の時代と比較して、富田城関連遺跡での威信財の減少などは、富田城の政治拠点としての性格が後退していたことを裏づけるものといえる（考古学の成果については、島根県古代文化センター編『尼子氏の特質と興亡史に関わる比較研究』島根県古代文化センター、二〇一三年を参照）。
- (60) 『閥』巻一一五 湯原文左衛門―一五二。
- (61) 前掲註(1)池論文。
- (62) 「毛利博物館蔵文書（毛利家旧蔵文書 児玉家文書）」『山口県史 史料編中世2』二五。
- (63) 天正四年十一月の成相寺や天正八年三月の竹屋氏に対する打渡しなど（『成相寺文書』『松江』一五九九、「竹屋文書」東京大学史料編纂所架蔵影写本）。
- (64) 『鰐淵寺』三二四。
- (65) 「出雲大社文書」『大社』二〇四〇。
- (66) 「日御碕神社文書」『大社』二一七五。
- (67) 「佐草家文書」『大社』二二二五、二二二六。
- (68) 毛利元秋は千家氏上官長谷氏や北島氏上官富氏との関係を構築しており（「上官卜証跡」『大社』二二〇一、「富家文書」『大社』一六七五、「千家家文書」『大社』二一四八）、毛利元康は杵築大社上官別火氏や北島一族の北島重孝との関係を構築していたことが確認できる（「別火家文書」『大社』二二三〇、文禄三年秋上久国覚書写「佐草家文書」（本史料は長谷川博史氏の直接のご教示による））。
- (69) 「北島家文書」『大社』二四〇一、二四一一。
- (70) 前掲註(4)長谷川論文、一四一頁。
- 【付記】 本稿は、令和元年度公益財団法人高梨学術奨励基金若手研究助成による研究成果の一部である。

石見銀山周辺の浄土宗寺院と毛利氏

伊藤 大貴

はじめに

大永七（一五二七）年の石見銀山発見は、銀山への人・物資の流入による地域的変容のみならず、日本海域の構造的・経済的転換をもたらす、大きな画期であった⁽¹⁾。当初石見銀山は大内氏が掌握していたが、弘治二（一五五六）年以降、毛利・尼子両氏がいわゆる「銀山争奪戦」を繰り広げた。その後、永祿五（一五六二）年に尼子氏が石見国東部より撤退すると、石見銀山を守備した山吹城番の本城常光は毛利方へ転じたが、まもなく本城一族は討滅され、毛利氏が完全に石見銀山を掌握する体制が成立した。毛利氏による石見銀山支配は関ヶ原の戦いまでの約四〇年間続くことになる。

石見銀山に関する研究は、大名権力による石見銀山や温泉津の支配、石見銀山と流通経済の關係、石見銀山をめぐる戦国大名の争いといった様々な分野にわたって進展が見られるが⁽²⁾、本稿で取り上げる宗教勢力と銀山の關係は依然不明な点が多い。石見銀山については、俗に「銀山百ヶ寺」と呼ばれるように多くの寺院が立地したとされる⁽³⁾。実際、石見銀山には膨大な量の中近世石造物が存在し、現存する寺院の他にも多数の寺院跡が確認されている⁽⁴⁾。このように石見銀山と宗教勢力の関

係は無視することができないといえる。

大國晴雄氏が整理された石見銀山地内の宗派別寺院数を見ると、最多が浄土真宗であるが、その次に浄土宗が続く⁽⁵⁾。特に石見銀山の浄土宗寺院には近世石見銀山奉行・代官の菩提寺となつた勝源寺・大安寺や戦国期に創建された極樂寺といった上部権力との繋がりを持つ寺院が散見される。このうち、極樂寺は史料調査の過程でその存在が既に確認されていたものの⁽⁶⁾、これまで十分に活用されてこなかった、「毛利様古書類写」と呼ばれる中世文書の写本が存在しており、注目される。そこで本稿では、「毛利様古書類写」所収文書を中心に浄土僧の活動を毛利氏との關係を軸に追っていくことで、石見銀山とその周辺地域における浄土宗寺院の展開事例を考察していきたいと考える。

一、「毛利様古書類写」の概要

まず、「毛利様古書類写」の概要を述べておく。本史料は、極樂寺ではなく、大田市大森町に所在する清水寺の旧藏文書群に含まれている（現在は市外の個人所有、石見銀山資料館寄託）。表紙には「慶応四年辰五月 毛利様古書類写」とあり、奥書に

は「右之通前々所持罷在候、以上」、「辰五月 銀山町浄土宗 極楽寺」と記されている。所収文書のリストは【表一】を参照されたいが、九点の文書が書写されている。詳しくは次章以降で順に述べるが、このうち、「浄花院」とあるのは京都の浄土宗大本山のひとつである清浄華院のことであり、同院住持をとめた三休・良休を指している。三休は大田市波根町の長福寺開基であり、さらにその三休の弟子である良休は極楽寺の開基となった人物であるため、良休関係文書として同寺に残された文書の写しと考えられる。

奥書には、極楽寺が以前より所持している旨の記載があるが、宛所を欠いている。清水寺文書には、清水寺が所持した中世文書の写本（慶応四年五月）も残されているが⁽⁷⁾、奥書には「御尋ニ付旧記取調御達申上候」とあり、上位の存在からの「御尋」に応じて写本を提出した旨が記されている。極楽寺の写本と同年同月であり、互いに関連したものと見てよいだろう。

慶応四（明治元・一八六八）年当時、石見銀山とその周辺部（いわゆる石見銀山料）は第二次長州戦争の影響により、長州藩の軍事占領下に置かれていた。この場合、「御尋」を行ったのは大森に進駐した長州藩側と考えられる。実際、長州藩は複数回にわたって古文書の写しを提出するように指示を出している。例えば、慶応三（一八六七）年正月、長州藩側は銀山料久利組の村々へ福嶋吉左衛門らが毛利氏との由緒を示す古文書等の調査のため、料内を「廻在」する旨を通達している⁽⁸⁾。同じ頃、久利組以外でも邇摩郡波積本郷の石田家や同郡波積南村の嘉戸家は毛利氏との関係を示す中世文書の写しを提出してい

る⁽⁹⁾。また、同年同月には温泉津の中島家も書上を提出しており、石見銀山料内で広く実施されていた様子が見て取れる⁽¹⁰⁾。中島家の場合、明治元年一月にも再提出しているほか、同月には安濃郡波根東村も毛利氏関係の「判物」の写本を提出している⁽¹¹⁾。波根東村の場合、「判物」の提出を「被^ニ仰渡^ニされた」とあるので、いずれも長州藩側の求めに応じた行為といえる。

このように複数回にわたって長州藩は「古跡并寺社其外長州家江由緒書」を「旧事穿鑿」として調査している。慶応四年五月に相次いで石見銀山地内の寺院が写本を提出した点も、かかる調査の一環と指摘できる。この過程で極楽寺は所持していた中世文書の写しを提出したのである。なぜ極楽寺文書の写本が清水寺文書に残されていたのかという点は不明であるが、現在では原本が確認できておらず、貴重な史料の写しとして注目できよう。

二、波根長福寺三休の動向と毛利氏

（一）波根長福寺の三休について

まず、波根長福寺の三休について述べておく。『蓮門精舎旧詞』によれば⁽¹²⁾、三休の出自は波根の領主・富永山城守元保の三男とされる。一三歳で清浄華院に入り、清浄華院第二六代住持の寿光に師事したという。永禄八（一五六五）年に富永山城守が長福寺を建立した際に開基となった後、清浄華院第二八代住持をつとめて、四九歳で長福寺へ戻ったという。永禄一三（元亀元、一五七〇）年四月に五三歳で死去した。

これらの伝記は一次史料での確認が難しく、全てを史実と認めてよいか慎重になる必要がある。池田誠一氏によれば、「富永山城守元保」や三休をめぐる伝承は近世に入って成立したもので誤った情報が混入しており、三休の父とされる「富永山城守元保」の名を一次史料で確認できないという⁽¹³⁾。同じく池田氏によると、本来富永氏の当主は長保（山城守）から元保（兵庫頭）へ移るが、伝承成立の過程で混乱が生じたと指摘している。実際、田儀桜井家文書には富永元保が兵庫頭を名乗っている書状が含まれている⁽¹⁴⁾。池田氏の指摘は首肯できる内容である。

ただし、後述するように富永氏と三休は密接な繋がりを有していた様子が分かるため、少なくとも何らかの関係にあったことは確かであろう。三休を富永氏出身とする伝承も間接的ではあるが、事実である可能性が高い。また、同じく後述するが、永禄一三年五月に良休が三休の遺跡継承を毛利氏から認められている点も同年四月に三休が死去したとする伝承を裏付けているといえる。三休が波根の領主・富永氏の出身で長福寺開基となった点は史実と見てよいだろう。

（二）三休の動向と毛利氏

三休の動向を見る時、伝承上では毛利元就との密接な関係が強調されている。実際、両者の関係は「毛利様古書類写」にある次の史料からもうかがえる。

【史料一】

就^三当院御修理之儀、雲樹寺進置候、彼寺家御知行之内、於^三太田^三浮米百俵可^レ進^レ之候、猶志道刑部太輔可^三申入^一候、恐々謹言、

九月十四日 隆元花押

元就花押

浄花院御房^(三休)

侍者御中⁽¹⁵⁾

【史料二】

雲州能儀郡之内雲樹寺・嶋根之内常福寺・平田之内寿峯院・塩冶之内高称寺・朝山之内朝光寺之事、任^三先師三休和尚手続^二全有^三御知行^一、本寺御再興可^レ為^三肝要^二候、仍一行如^レ件、

永禄拾三年五月廿五日 輝元花押

元就花押

良休上人御房⁽¹⁶⁾

【史料一】は宛所が「浄花院御房」とあるが、次の【史料二】にある良休が継承した三休の遺跡の中に「雲樹寺」が含まれているため、【史料二】の宛所「浄花院御房」とは三休を指

すといえる。三休が清浄華院住持をつとめていた頃に毛利氏は複数の寺院を寄進していたことが分かるが、なぜこのような行為を毛利氏は行ったのだろうか。

【史料三】（※□は判読不能文字）

対_二浄花院先住三休和尚_一進_レ之置候、塩冶之内高称寺領被_二相分_一□遠坊江被_レ遣候条迷惑之儀候、当住良休被_二申越_一候、雲州取入最前已来別而被_レ遂_二馳走_一、富永山城守御味方被_レ申候、就_レ其寺家数ヶ所宛行たる儀等候、此段通良・我等能存知仕候、日頼・常栄御判之儀者不_レ及_レ申当御代御判頂戴之通候、委細者宗吟可_二申入_一之条無_二相違_一被_二仰付_一候様御取申肝要候、恐々謹言、

卯月十六日 隆景花押

「（墨引）

左衛門」(17)

【史料三】は同じく「毛利様古書類写」所収の「小早川隆景書状写」（年末詳）であるが、傍線部にあるように、三休へ寺院数ヶ所を遣わした理由として「雲州取入」以来、毛利氏に「馳走」を遂げたためと記されている。その結果、富永山城守が毛利氏へ味方したとあり、三休の「馳走」とは富永氏の毛利氏帰属を働きかけた点を指しているといえよう。

このような動きからは、尼子氏との抗争中の毛利氏にとって

富永氏が重要な存在であった点がうかがえるが、実際に一連の争いの過程で富永氏の動向に言及した史料が存在している。

【史料四】

（端裏切封ウハ書）

「（墨引）

則返し 右馬

可_レ給候、 隆_二元_一_{（まいる）} 御返事 元就

此御状具披見申候、

一、下口・北口両方を敵仕候てハ、更々弓矢不_レ成事候条、一方ハ是非共二和談仕儀候、不_レ及_レ申事候、さてこそ自_二石州陣_一日乗を遣候つれ共、豊衆無_二同心_一由候而、無曲候く、

（中略）

一、雲州^①之儀者、今迄者和談之儀候へ共、是又更無_二正儀_一候、さりながら、此上二ても和平之姿をも被_レ届候て被_レ見度事^②にても候、然処、

一、本城・富永申旨共候て、取相候て、取操事候、千万二一も、此事無_二相違_一於_二成就_一者、北口之儀者、先以此分二させられ候て御らんあるへく候く、

一、此事又例之本城なとか武略なとに仕事二て相違候者、

雲へ之儀者、先以和平之段を、日乗なと呼越候て、涯分つ、け候て見候はんまてにて候く、

一、此方動付而、国衆なと合力等もはや退屈候て、難有思召候、いか、候はんや、隆景なにも申聞候へと承候、得^③其心候、尤候、是も本・富現形必定候者、皆々如^レ形可^レ被^レ出候と存候く、又兩人之現形相違候者、此動も今少思惟之儀もあるへく候と存候く、

(後略)⁽¹⁸⁾

【史料四】の「毛利元就書状」は年月日を欠くが、傍線部①にあるように「雲州之儀」(尼子氏との和睦交渉)について和睦未成立の段階であるため、永禄四(一五六一)年以前の書状であろう。傍線部②には「本城・富永」を「取操事候」とあり、傍線部③には「本・富」の「現形」の実否について言及されている。永禄四年当時の両者は尼子陣営に属していたと考えられるため、この場合の「取操」とは毛利氏への寝返り工作、「現形」とは尼子陣営からの離反を指しているであろう。両者の「現形」次第で毛利氏の軍事行動に影響が出るだろうとの元就の考えも注目される。両者の存在がいかに重要であったのかという点をよく表している。

このうち、本城氏は石見銀山の山吹城番をつとめていた人物であり、永禄五年に毛利氏へ投降している。また、池田誠一氏によれば、富永氏は出雲・石見国境をまたいで双方に勢力を広

げていた領主であるという。出雲・石見国境に近い石東地域を制圧するうえで本城・富永両氏は無視することはできない勢力であった。本城氏の場合、永禄五年の投降以前より毛利氏の寝返り工作を受けていたが、【史料四】によれば、富永氏も同様であったといえよう。

本城氏の場合、「松かわ」と呼ばれる本城一族出身の僧が寝返り工作の過程で登場してることが指摘されているが⁽¹⁹⁾、これまで見てきたように富永氏の場合も一族出身の三休が「馳走」することで富永氏の毛利氏帰属が実現している。三休は毛利氏による寝返り工作へ関与していたといえよう。これらの点からは、毛利氏の工作が本城・富永両氏出身の僧をそれぞれ回路として活用することで展開していた様子がうかがえる。

本城氏の場合、永禄五年に毛利氏へ投降したが、富永氏がつ頃毛利氏へ帰属したのかという点は判然としない。ただし、永禄四・五年頃の史料には毛利氏が將軍・足利義輝からの「上意」を受けて富永氏との「入魂」を表明しており⁽²⁰⁾、少なくとも毛利氏による石東地域制圧と前後して富永氏も帰属したと見てよいだろう。その際、將軍の「上意」が示されている点も注目される。先に述べた三休の動向もあわせて踏まえると、足利將軍・清浄華院住持といった京都関係者の働きかけで富永氏の毛利氏帰属が実現していったと指摘できよう。

以上、本章では「毛利様古書類写」に見える三休の動向を述べたが、新たに判明した寺院寄進の面から毛利氏と三休の密接な関係を指摘した。さらに三休の実家である富永一族の毛利氏帰属をめぐつて、三休が奔走したことにより寺院寄進が実現し

たという点も明らかにすることができた。こうした三休の動きからは、三休が石東地域の政治情勢において重要な位置を占める存在であったといえるが、その後、石見銀山とその周辺部で浄土宗寺院はどのような展開を見せていくのだろうか。次章で考察しよう。

三、良休の遺跡継承と銀山極楽寺の展開

(一) 良休の遺跡継承と毛利氏

三休は永禄一三年四月に死去し、前掲【史料二】にあるようにその遺跡は弟子の良休が継承した。良休について述べておくと、「石見国邇摩郡銀山」の出身で三休の弟子となった後、永禄二（一五五九）年に石見銀山地内に極楽寺を開いた人物である。元龜三（一五七二）年、良休も三休と同じく清浄華院住持に就任している。晩年の居所については銀山極楽寺と和泉国心蓮寺の二説があるようだが、いずれにせよ、天正一六（一五八八）年に没したとされる⁽²¹⁾。

「毛利様古書類写」に収められている文書の多くは、清浄華院住持時代の良休に係る史料であるが、その内容は①寺領訴訟、②寺領寄進、③寺院建立支援の三種類に大別することができる。まず、①については次の史料を見てみよう。

【史料五】

一筆申候、浄花院抱高称寺領出入被_レ申談_一候歟、三休已来之儀付而重疊爰許迄茂被_レ申越_一候、先住別而就_レ入魂_一洞春被_レ遣_一置寺家等_一相違候へハ、太不_レ可_レ然儀候間三休手次不_レ相替_一様可_レ被_レ仰付_一事肝要存候、何茂被_レ引合_一能々被_レ遂_一御披露_一、無_二異儀_一様御調專一候、猶宗吟可_レ被_レ申入_一候、恐々謹言、

五月六日 隆景花押

通良^(白羽)

児三右御宿所^(児玉元良) (22)

【史料五】の「小早川隆景書状写」は年未詳であるが、文中に「浄花院」（清浄華院）とあるから、良休が清浄華院住持となつた元龜三年以降、宛所の一人である口羽通良が死去する天正一〇（一五八二）年以前の発給であろう。前掲【史料三】とあわせると、三休から良休に継承された遺領のひとつである出雲国塩冶の高称寺領が他者に分割付与された件につき、良休は隆景へ寺領訴訟を行ったことがわかる。それを受けて隆景は児玉元良・口羽通良に取り次いでおり、輝元の下へ伝達されたと考えられる。

同じく「毛利様古書類写」にある九月二六日付「児玉元良書状写」は隆景経由の訴えを認める浄花院（良休）宛て書状であ

る⁽²³⁾。他者への分割を阻止したい良休の訴えは認められたようであるが、「仍彼一寺之儀付而、隆景被^レ得^二御意^一」、対^二兩人^一「以^二御吹拳^一切々遂^二披露^一候^二今一途無^二御返事^一候之間、至^二沼田^一宗均被^レ参候」とあり、その返事は遅れていた。

こうした動きを見る限り、良休が継承した三休の遺領は不安定な状態になったのではないか。②の寺領寄進もそうした動きに関係すると考えられる。

【史料六】

雲州平田之内寿峯院之事、從^二吉田^一對^二三休和尚^一被^レ遣置^二候^一、然者從^二在所事^一當時依^二我等^一申付候、御理之通致^二承知^一候、右一寺之事、任^二前々之旨^一令^二寄進^一候之条、無^二相違^一御抱肝要候、猶^二二宮右京進^一可^レ申候、恐惶謹言、

卯月廿三日 元春花押

浄花院良休上人⁽²⁴⁾

【史料六】の「吉川元春書状写」も年末詳であるが、吉川氏が出雲国平田の寿峯院を改めて寄進したとある。三休の遺領に含まれていた寿峯院領を再度元春から寄進する形式により良休の知行を保証している。寿峯院領のみに限定して、このような安堵状が発給された背景には、良休が元春側へ寺領維持の働きかけを行わざるを得ないような何らかの支障が生じたことが存在したのであろう。

推測の域を出ないが、三休遺領のひとつである雲樹寺領も同様と考えられる。尼子氏との関係が深い雲樹寺は、毛利氏と尼子氏の抗争が展開していた尼子義久期に至っても尼子氏と密接に結び付いており⁽²⁵⁾、敵方寺院として寺領が没収された結果、三休に付与された可能性が想定される。後に尼子勝久が出雲に侵入した際にも次のような史料が残っている。

【史料七】

雲樹寺之儀、今度毛利背^二公帖之旨^一段、非道前代未聞候、早任^二先規数通証跡^一、不^レ可^レ有^二相違^一之状如^レ件、

永禄拾二年九月六日 勝久（花押）

雲樹寺

衣鉢禪師⁽²⁶⁾

毛利氏が「公帖」（足利將軍家が発給する禅院住持辞令）に背いたとする内容は不明であるが、「先規数通証跡」に相違はないと勝久が述べている。尼子氏に近い雲樹寺に対して、少なくとも毛利氏側が何らかの厳しい処置を行っていたことは確かであろう。尼子氏・雲樹寺の深い関係を考慮すると、【史料七】の存在は寺領没収を考える上でも示唆的ではなからうか。しかし、その後の雲樹寺は毛利氏・吉川氏との関係を改善させており、元龜四（一五七三）年・天正三（一五七五）年には毛利方の禁制が発給されている⁽²⁷⁾。また、天正七（一五七九）

年には毛利輝元が旧来通り諸役免除を認めている⁽²⁸⁾。こうした動きを見ると、寺領も同様に回復した可能性が考えられる。

このような毛利氏から三休に付与された寺領は三休の「馳走」に対する褒賞であり、古くからの権益ではない。給付主体の毛利氏側の事情によつてはそれらの維持に影響が及ぶことがあり得た。①寺領訴訟、②寺領寄進ともにかかる動きの一環であり、良休は三休の遺領を安定的に継承したとは言えない。戦乱に伴い三休は相次いで寺領を獲得したが、戦乱終結により情勢が沈静化する中で逆に良休は寺領維持に腐心する必要があるといえる。三休の遺領がその後どのような点かという点は不明であるが、「毛利様古書類写」に見える諸史料を踏まえると、継続的に保持できたのか疑わしい。

ただし、③寺院建立支援を吉川元春・元長父子が行っているように⁽²⁹⁾、毛利氏側との関係が途絶したわけではない点は留意する必要がある。むしろ寺領維持のためには毛利氏側との関係を保つ必要があったといえよう。では、良休以後の浄土僧はどのように動いていったのだろうか。

(二) 銀山極楽寺の展開と相論

前述のとおり良休は三休の遺跡継承者としての地位を毛利氏に認められているが、良休の弟子たちも近世初頭にかけて清浄華院住持となる者が多く、浄土宗内部で一勢力を築いたといえる(【表二】)。良休は石見銀山の極楽寺の開基となった人物であるが、良休の弟子の多くは極楽寺住持にも就任している。前述のとおり、晩年の良休の居所については諸説あるが、いず

れにせよ、良休に関係する諸史料が極楽寺に残されていた点からは良休系統の拠点としての極楽寺の持つ重要性がうかがえる。そこで本節では「毛利様古書類写」からは少し外れるが、極楽寺の動向をもとに浄土宗寺院の展開事例を見ていこう。

元龜年間の良休は邇摩郡大国に金皇寺を建立しているほか、清浄華院住持時代の天正三年には温泉津に龍沢寺を建立している(【表三】)。石見銀山とその周辺に良休が関係寺院を広げていく様子がうかがえるが、その流れは弟子たちにも継承された。その一人である良安は文禄年間にかけて仁万・宅野・五十猛に相次いで末寺を建立しており、極楽寺系統の教線が銀山―大国―仁万に伸びて日本海沿岸部に到達している。いずれも銀山からの陸路沿いであり、交通路を軸に教線拡大している指摘できる。建立年代は不明であるが、大国方面からの陸路を通じる邇摩郡鬼村に末寺の普門院が存在している点も同様に解釈できるだろう。

一方、天正一三(一五八五)年頃、温泉津の西念寺との間で本末関係をめぐる相論が生じている。西念寺の然休は毛利氏家臣・神田元忠に対して申状を提出して、極楽寺側に反論している。長文の申状であるので【史料八】に一部引用するにとどめて要点のみ述べるが、①然休は極楽寺と同じく自身も三休の弟子であること、②極楽寺・西念寺ともに同列に扱われており、極楽寺の影響下に置かれていないこと、③毛利氏から寺院安堵を受けたこと、④毛利氏への陣僧役勤仕や仏事等の奉仕をしていることを主張している⁽³⁰⁾。

とりわけ申状のうち次の一つ書きは極楽寺の温泉津進出がう

かがある内容となっている。

【史料八】

一、先年於温泉津極樂寺被罷越之、一七日談儀を被仕候処、從旦方中少庵を結、則彼極樂寺之出家を忝人と請置、其砌愚僧從関東罷下候時、我等師匠満蓮社極樂寺与以談合、彼津江罷越仏法を弘候へとの両人被申様に付而、彼在所江罷越之致法談候、雖然愚僧者捨上洛之覚悟候之処、旦方中頻に抑留候、就其満蓮社被御留候間、極樂寺江從師匠御理候へハ、極樂寺も尤与被申候て、忝人被差置候、看坊引候て被相渡事無其紛候⁽³¹⁾、

【史料八】にある「極樂寺」とは三休生存時のため、良休を指すのであろう。三休と良休の協議により然休が西念寺住持となった点が見えるが、いずれにせよ、極樂寺が温泉津へ進出している様子が分かる。こうした動きを見ると、極樂寺の教線拡大に二つの方向性が存在したことが判明する。先に述べた大国・仁万方面、もうひとつは温泉津方面である。極樂寺は銀山を起点に二方面にわたる教線拡大を展開し、その際に生じたのが西念寺との本末相論であったと位置付けることができる。

この本末相論の展開については不明な点が多いが、西念寺は

清浄華院の直末であり、極樂寺の末寺ではない⁽³²⁾。また、龍沢寺以外で極樂寺系列の寺院を温泉津周辺には確認できない。両寺は末寺の展開上、お互いの影響圏が重複しないように配慮することで一致したのであろう⁽³³⁾。毛利氏の下に持ち込まれた西念寺と極樂寺の本末相論はお互いに同格の存在として認め合うことで妥結したと考えられる。

ここで留意すべき点は、西念寺の然休も三休の弟子である点を強調していることである。銀山・温泉津周辺の浄土宗寺院が三休を起点とする一派で占められているといえる。もう一つは極樂寺・西念寺共に毛利氏との密接な結合が存在していた点である。毛利氏からの様々な給恩を受ける一方で、寺院側は毛利氏への忠節を果たしていたように、双務的な結合関係を確認することができる。これらの点は当該地域における浄土宗寺院の展開を語るうえで重要な要素といえよう。

以上、本章で述べた点をまとめると、三休の遺跡を継承した良休とその弟子たちは銀山極樂寺を起点に周辺地域へ教線を拡大していった。一方、極樂寺と本末相論を展開した温泉津西念寺の然休も三休の弟子である点を毛利氏に強調しており、西念寺も三休系統に属する寺院と理解してよい。こうして見ると、銀山・温泉津周辺の浄土宗寺院の多くは三休を起点に派生しているといえる。毛利氏の対尼子氏戦における三休の動向とその存在は当該地域における浄土宗寺院の展開上、一つの画期として評価できるだろう。

さらに極樂寺や西念寺は毛利氏との密接な繋がりを背景に展開している点は見過ごせない。良休の場合、出雲国内の三休遺

領の維持は困難になったと推測されるものの、それでも毛利氏や吉川氏からの援助を受けている。こうした上部権力との結合は【史料八】にも見えるように三休由来であり、毛利氏と三休の結合が弟子筋にも受け継がれている点は指摘しておきたい。戦国期の石見銀山とその周辺地域における浄土宗寺院の多くは毛利氏の庇護下で展開していったのである。

おわりに

各章の最後にまとめたので、ここでは繰り返さないが、大森清水寺文書所収「毛利様古書類写」からは三休・良休という二人の僧を軸に石見銀山周辺の浄土宗寺院の展開を垣間見ることができる。とりわけ三休の動向は毛利氏の対尼子戦における石東国人・富永氏の動きにも関係しており、従来注目されていなかった点である。また、三休を起点に広がる教線は極楽寺の良休や西念寺の然休に受け継がれて、石見銀山とその周辺地域における浄土宗寺院の礎となったといえる。それは最終的に石見銀山地内に浄土宗寺院が多く立地する背景にも繋がっていくと評価できる。

最後になるが、近世初期の当該地域における浄土宗寺院の展開に若干触れておきたい。慶長一〇（一六〇五）年、銀山極楽寺の良随（邇摩郡磯竹村出身）が初代石見銀山奉行・大久保長安と結び付き、長安の菩提寺である大安寺の開基となっている^{（34）}。また、慶長年間に創建された極楽寺末寺は複数存在しており、大音寺のように新たに代官所が設置された大森町へも教線が広がっている（【表三】）。極楽寺系統の浄土宗寺院が新

たな支配者となった江戸幕府と繋がりを得て、その勢力を展開させたことが分かる。毛利氏から江戸幕府へ支配者が変化する中でも上部権力との繋がりをもとに浄土宗寺院が展開する構図は近世初期に至っても変わりなかったといえよう。

なお、本稿で述べた点は乏しい史料の中で推測に頼った内容も多く、無年号文書の年次比定やさらなる内容分析など様々な課題を含んでいると認識している。また、史料制約もあり、三休没後の波根長福寺の展開や三休・良休系統とは異なる浄土宗寺院について言及できなかった。これらの点は今後の課題として受け止めつつ、ひとまず擱筆したい。

【註】

- （1）長谷川博史「十六世紀における西日本海域の構造転換」（小林昌一監修、矢田俊文・工藤清泰編『日本海域歴史大系第三卷中世篇』清文堂出版、二〇〇五年）。また、従来、石見銀山の発見年は近世の編纂物をもとに大永六年とされてきたが、小林准士氏によつて大永七年説が提唱されており、本稿でも小林氏の説を採用する（島根県教育委員会編集・刊行『銀山旧記 石見銀山史料解題』二〇〇三年）。
- なお、本稿では引用する書籍・論文の副題を省略している。
- （2）近年の石見銀山に関する研究は、温泉津町『温泉津町誌 上巻』（温泉津町、一九九五年、中世編は井上寛司氏執筆）、大田市教育委員会編『石見銀山学ことはじめ 一 始』（大田市教育委員会、二〇一八年）による通史や概説書をはじめとして多数存在する。また、大田市教育委員会編『中世

- 大田・石見銀山関係史料集』(大田市・大田市教育委員会、二〇一九年)の刊行により、史料的环境が大幅に改善されつつある。本稿で取り上げる「毛利様古書類写」は本史料集に初めて翻刻掲載されたものである。なお、本稿では行論の都合上、全ての史料を掲げていないことをお断りする。
- (3) 三瓶古文書を読もう会編集・発行『石見銀山百か寺』(一九九五年)。
- (4) 石見銀山・温泉津両地区における中近世石造物の調査に關しては、島根県教育委員会・大田市教育委員会による各種調査報告書を参照されたい。
- (5) 大國晴雄「石見銀山「柵内」の復元」(石見銀山歴史文獻調査団編『石見銀山関係論集』島根県教育委員会、二〇〇二年)。
- (6) 例えば、石見銀山歴史文獻調査団編『石見銀山歴史文獻調査報告書六 石見銀山関連史料目録一』(島根県教育委員会、二〇一一年)には大森町内の寺社史料目録が収録されているが、清水寺文書目録に当該史料が記載されている。
- (7) 「文禄以後古書類写」(石見銀山資料館寄託・大森清水寺文書四)。
- (8) 「大森石州様御本陣所へ差出候書附之控へ」(旧島根県史編纂資料近世筆写編二八五・高木長徳所蔵文書)。
- (9) 「石田氏系譜」(旧島根県史編纂資料近世筆写編一・郷原幸年所蔵文書)、「御感状御判物系譜略書上写」(大田市教育委員会寄託・熊谷家文書二一―一二〇)、「御感状御判物書上写」(同二一―二八五)。
- (10) 「由緒写」(大田市教育委員会寄託・中島家文書一―七一―二一八)。
- (11) 「御判物写書上ヶ帳」(石見銀山資料館寄託・三谷家文書五)。
- (12) 『続浄土宗全書 第一九卷』(浄土宗開宗八百年記念慶讃準備局、一九七三年)七一―四頁。『清浄華院誌要』にも三休の事績がまとめられている(『浄土宗全書 第二〇卷』三五五頁)。
- (13) 池田誠一「戦国武将波根氏の出自と富永氏」(『郷土石見』一〇五号、二〇一七年)。以下、本稿で引用する池田氏の見解は本論文に拠る。
- (14) (年未詳)五月九日「富永元保書状写」(『中世大田・石見銀山関係史料集』七―四号)。以下、本史料集より引用する場合は「中世大田」と略し、史料番号を続けて記す。
- (15) (年未詳)九月一四日「毛利元就・同隆元連署書状写」(中世大田五七四号)。なお、文書名と本文の一部を修正している。
- (16) 永禄一三年五月二五日「毛利元就・同輝元連署書状写」(中世大田六四四号)。
- (17) (年未詳)四月一六日「小早川隆景書状写」(中世大田八一九号)。なお、本文の一部を修正している。
- (18) (年月日未詳)「毛利元就自筆書状」(『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』四三三号)。
- (19) 長谷川博史「戦国期の地域権力と石見銀山」(『世界遺産 石見銀山遺跡の調査研究』四号、二〇一四年)、浅野友輔

「戦国期室町將軍足利義輝による和平調停と境目地域」

『十六世紀史論叢』四号、二〇一五年。

(20) (年未詳) 一月五日「毛利元就・同隆・元連署書状」(中世大田五七六号)。

(21) 前掲注(12)『続浄土宗全書 第一九卷』七一四〜七一五頁。なお、『蓮門精舎旧詞』では晩年の良休は極楽寺に帰院したとする一方、『清浄華院誌要』によると晩年は和泉国心蓮寺に入ったという(『浄土宗全書 第二〇卷』三五五〜三五六頁)。

(22) (年未詳) 五月六日「小早川隆景書状写」(中世大田八二一号)。なお、本文の一部を修正している。

(23) (年未詳) 九月二六日「児玉元良書状写」(中世大田八九四号)。

(24) (年未詳) 四月二三日「吉川元春書状写」(中世大田九二二号)。

(25) 永禄四年六月二九日「尼子義久諸役免除状」(『新修島根県史 史料篇一 古代・中世』四一八頁)。以下、本史料集より引用する場合は新修島根県史と略し、史料掲載頁を続けて記す。

(26) 永禄一二年九月六日「尼子勝久安堵状」(新修島根県史四一九頁)。

(27) 元亀四年一〇月一〇日「吉川元春ほか四名連署禁制」(新修島根県史四一九頁)、天正三年八月一七日「小早川隆景禁制」(新修島根県史同頁)。

(28) 天正七年二月一〇日「毛利輝元諸役免除状」(新修島根

県史四一九頁)。

(29) (年未詳) 四月二二日「吉川元春書状写」(中世大田九二一号)。

(30) (天正一三年) 七月六日「温泉津西念寺然休申状」(中世大田八八八号)。

(31) 前掲注(30)「温泉津西念寺然休申状」。

(32) 近世成立と考えられる「西念寺記録」(西念寺文書)によれば、西念寺側は清浄華院の直末であることが認められて勝訴したという。

(33) 「西念寺記録」などによれば、西念寺の末寺は温泉津周辺の福光や小浜、西田に分布しており、極楽寺の末寺が存在する地域とは基本的に重複していない。

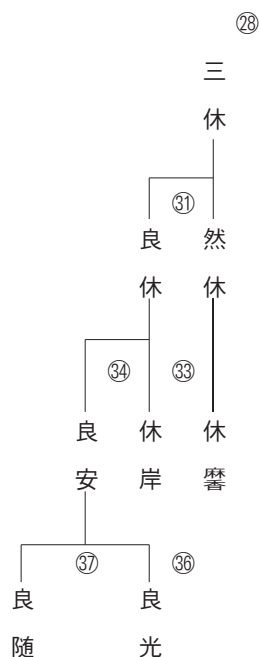
(34) 良随の事績については、前掲注(12)『続浄土宗全書 第一九卷』七一五頁参照。

【表1：「毛利様古書類写」所収文書】

番号	年	月 日	文 書 名	署判者	宛 所	備 考
1		9月14日	毛利元就・隆元連署書状写	隆元、元就	浄花院	中世大田574
2	永禄13年	5月25日	毛利元就・同輝元連署書状写	輝元、元就	良休	中世大田644
3		4月21日	吉川元春書状写	元春	元長	中世大田921
4		4月23日	吉川元春書状写	元春	浄花院良休	中世大田922
5		9月26日	児玉元良書状写	元良	浄花院	中世大田894
6		5月6日	小早川隆景書状写	隆景	通良、児三右	中世大田821
7	天正8年	7月4日	吉川元春書状写	元春	渡辺外記	中世大田749
8		4月16日	小早川隆景書状写	隆景		中世大田819
9		4月23日	二宮春澄書状写	春澄	宗均	中世大田923

※番号は掲載順。なお、9「二宮春澄書状写」は報告段階では署判者を「春隆」としていたが、筆者の誤読であり「春澄」に訂正する。深くお詫び申し上げますと共に訂正後の表記を参照されたい。

【表2：三休・良休と弟子】



【表3：極楽寺末寺と創建年】

所在地	寺院名	創建年	開基	備 考
銀 山	極楽寺	永禄2	良休	
大 国	金皇寺	元亀年間	良休	
温泉津	龍沢寺	天正3	良休	
五十猛	正定寺	天正16	良安	良随開基とも
仁 万	西往寺	文禄元	良安	
宅 野	向西寺	文禄4	良安	
銀 山	大通寺	慶長2	良安	のち大田北村移転
銀 山	大安寺	慶長10	良随	
銀山(大森)	大音寺	慶長15	良随	
銀 山	西向寺	慶長年間	休岸	
銀 山	蓮花寺	?	?	のち邑智郡田窪村移転
鬼 村	普門院	?	?	

【備考】 右上数字は清浄華院主の継承順。
「浄土伝灯総系譜」(『浄土宗全書』
第19巻)・「西念寺記録」(西念寺
文書)等をもとに作成。

【出典】 『石見銀山百か寺』・『石見六郡社寺誌』・『新石見社
寺案内』・『石見八重葎』

島根史学会 投稿規程

一、本会会員は、会誌『島根史学会会報』（年一冊発行）に、論文・研究ノート・史料紹介・書評等を投稿することができず。

一、原稿投稿は、随時受け付けています。なお、投稿を希望される場合には、できるだけ事前に本会事務局へご一報ください。

一、会誌への掲載は、前年度末（三月末日）までに受理したもののなかから、幹事会の判断により行うことを原則とします。

一、投稿原稿は四〇〇字詰原稿用紙換算で、原則として五〇枚（仕上がり一五ページ）以内（図・表・註を含む）を目安とします。

一、ワープロ原稿での投稿に、ご協力をお願いします。ワープロ原稿で投稿される場合は、できるだけ、縦書き、二八字×二五行、二段組で作成していただき、使用ソフトを明記のうえ、データをお送り下さい。

一、掲載の採否については、事務局において判断し、できるだけすみやかにお知らせします。

一、『島根史学会会報』は、最新号を除き、島根大学附属図書館ホームページの「しまね地域資料リポジトリ」にて公表されます。投稿される場合には、その許諾を条件とします。

一、掲載原稿の転載にあたっては、必ず本会の承諾を得て下さい。一、本件について、ご不明な点があれば、事務局・編集担当までご連絡下さい。

【事務局・編集担当】

〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇

島根大学教育学部 長谷川博史

電話 (〇八五二) 一三二一六二八三

E-mail hasegawa@edu.shimane-u.ac.jp

編集後記

本号には、二本の論考を掲載いたしました。

水野椋太氏の論文は、戦国大名毛利氏の出雲国支配について、天正年間の富田城主が地域支配において果たした役割をあらためて見直し、限定的ではあっても軍事的役割に起因しない地域支配の展開がみられたことなどを指摘されたものです。

伊藤大貴氏の論文は、これまで知られていなかった石見銀山清水寺旧蔵「毛利様古書類写」にもとづき、浄土宗高僧の三休（波根長福寺開基）・良休（銀山極楽寺開基）の事蹟を中心に、毛利氏や石見銀山周辺地域における浄土宗寺院の動向や役割を明らかにされたものです。

いずれも、研究史に新たな観点や史料を提供する意義深い研究であると思います。今後のさらなる議論の展開が、大いに期待されます。

本会では、昨年度の大会において、竹永三男会長を中心とする新しい体制がはじまりました。井上寛司前会長には、引き続き御指導をたまわりたいと考えておりますが、長年にわたる本会への多大なる御尽力と御貢献に対し、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、社会全体にさまざまな影響が現れてきています。皆様の御健康と御研究の進展を、お祈りいたします。

「島根史学会会報」第五八号 二〇二〇年七月三十一日発行
編集・発行 島根史学会（会長・竹永三男）

（〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇）

島根大学法文学部歴史と考古教室気付
電話 (〇八五二) 三二一六一九一

振替口座
印刷

松江 〇一四七〇一〇一八九八四 島根史学会
南松本印刷
電話 (〇八五二) 五四一二〇八